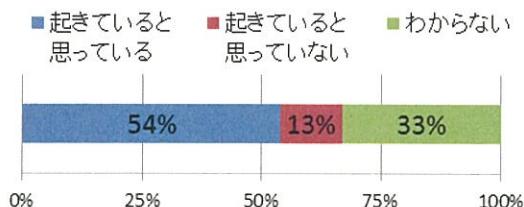


2. 入居者による介護サービス事業所の選択の自由について

- 運営事業者が入居者に対し、同一法人が運営する介護サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く）の利用を強要し、入居者による介護保険サービス事業所選択の自由が阻害されているという課題が、疑いも含めて起きているか。

○ 上記課題に対する意識



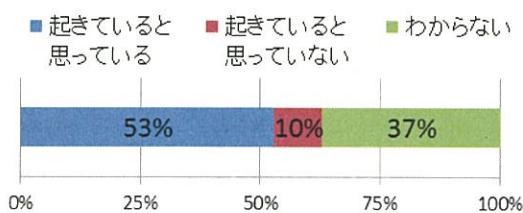
○ 上記課題について（疑いも含めて）起きていると思っていると回答した自治体のうち、課題に該当する事例が実際に生じたときに実際に行った指導等の状況（複数回答可）

| | 自治体数 |
|----------------|------|
| 口頭または書面による行政指導 | 46 |
| 改善指示・命令 | 3 |
| 取消・罰則 | 0 |

III. 過剰・過小な介護保険サービスの提供の防止(適正サービスの確保)について

- 高齢者向け住まいの入居者について、入居者本人の状況に即したケアプランが作成されず、過剰・過小なサービスが提供されている課題が、疑いも含めて起きているか。

○ 上記課題に対する意識



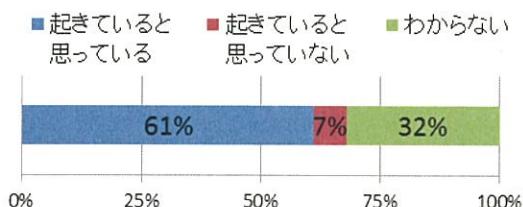
○ 上記課題について（疑いも含めて）起きていると思っていると回答した自治体のうち、課題に該当する事例が実際に生じたときに実際に行った指導等の状況（複数回答可）

| | 自治体数 |
|----------------|------|
| 口頭または書面による行政指導 | 36 |
| 改善指示・命令 | 0 |
| 取消・罰則 | 2 |

IV. 高齢者向け住まいの運営事業者が提供するサービス(基本サービス、介護サービス、生活支援サービス等)と介護保険サービスの切り分けについて

- ・高齢者向け住まいの入居者に対し、高齢者向け住まいの運営事業者が提供するサービス（基本サービス、介護サービス、生活支援サービス等）と介護保険サービスの切り分けが適切に行われていない課題が、疑いも含めて起きているか。

○ 上記課題に対する意識



○ 上記課題について（疑いも含めて）起きていると思っていると回答した自治体のうち、課題に該当する事例が実際に生じたときに実際に行った指導等の状況（複数回答可）

| | 自治体数 |
|----------------|------|
| 口頭または書面による行政指導 | 63 |
| 改善指示・命令 | 6 |
| 取消・罰則 | 4 |

3.今後の検討

本資料は、都道府県・指定都市・中核市アンケート調査結果を暫定的に集計したものであるため、今後、アンケートによって得られた詳細データの整理・分析等を行い、年度末に厚生労働省へ提出する最終報告書の策定に向けて、引き続き作業を進める予定である。